

新型コロナウイルス感染症に係わる社員 の勤務及び休暇の扱い

「特別休暇」に変更

新型コロナウイルス感染症が拡大・猛威をふるっています。日本郵政グループでも3月2日の新潟・三条郵便局の社員感染で業務が停止し以降、宮崎・田原郵便局、東京・石神井郵便局、大阪・新大阪郵便局、京都中央局の社員が感染確認されました。2月28日には、政府から、小学校、中学校、高等学校および特別支援学

ゆうこう21

郵政産業労働者ユニオン
機関紙・ゆうこう21
NO・1454号
2020年3月30日(月)
安芸府中支部
発行責任者 教宣部長 杉谷 宏幸

校の臨時休校の要請が出されたことで日本郵政も社員周知対応が2転、3転。郵政ユニオン本部は、この件に対して申し入れと要求書を提出してきました(詳細は、掲示しています。ユニオン新聞3月20日号の1面にて参照)。

コロナ対応で
本社は・・・

日本郵政グループはユニオン本部へ、新型コロナウイルス感染症に係わる社員の勤務及び休暇の扱いについて、学校施設等の臨時休校により子の育児のため出勤できない社員に対し「年次有給休暇」取得を基本とした対応から、「特別休暇」に改める

情報提供を、3月17日おこなってきました(今回、2月27日に遡って適用となっています)。

「特別休暇扱い」に方針転換

最初、日本郵政グループは「子の育児のため出勤できない社員が安心して休暇を取得できる環境整備」として、「年次有給休暇」を基本とする対応を行ってきました。こうした「年次有給休暇」優先とした日本郵政グループの対応に対し、3月12日にNHKニュースが大きく取り上げ、社員である方から「国が制度を設けたの年次有給休暇を先に使え」とした取扱いが納得で

「訴えま

このニュースは大きな反響を呼び、3月16日の参議院予算委員会でも本共産党・倉林明子参議院議員が

「日本郵政グループが特別休暇ではなく年次有給休暇を優先して」とることを指摘、この指示は政府が創設した特別休暇を取得させた事業主に対する助成金制度の趣旨に反するのではないか」と追及。答弁に立った安倍首相は「使用者が労働者に年次有給休暇を一方的に取得させることは許されない。希望する保護者には有給の特別休暇が利用できるという指導をする」という答弁を引き出した。

した。さらに倉林参議院議員は、「まだ職場に指示がされていない。文書で撤回すること」として早期対応することを求めました。

本部も本社交渉で「夫婦共働き世帯の大多数は、子どもの休校には対応できない。女性の社会進出、配偶者の扶養手当を削減し、共働きを促進しておくながら、対応では個人の年休、これでは全く話が通らない。正社員も非正規社員も一律、特別休暇で有給で育児ができる体制にすることが必要。すでに年休を取っている社員も遡って特別休暇にすることを強く要請」主張していただきました。成果が出ました!

